

編著者の序文

O. ウィリアムソン (Oliver Williamson) は新制度派経済学を主導している代表者の一人である。彼のアプローチは取引コスト理論に基づく組織経済学という特徴を持つ。すなわち、市場による統治構造、企業による統治構造およびこれらの双方の混合による統治構造と特色づけられる。このアプローチは元来、垂直的統合を説明するために展開されたが、そうこうするうちに、このアプローチで広範囲にわたる種々の経験的現象を理解することができるようになってきている。ところで、30年間、[O. ウィリアムソンの1971年論文「生産の垂直的統合：市場の失敗の考察」“The Vertical Integration of Production : Market Failure Considerations” 以降を指す……宮城 (補)]、絶えず発展し続けているこの理論は、フランチャイズの組織デザインから企業の資金調達の決定の基礎になっている理由を経て競争政策あるいは規制政策の問題に至るまでに応用されて成功している。

本書はO. ウィリアムソンの組織の経済学的アプローチ、その成立史、応用領域およびそれがインターディシプリナリーに発散している効果を全面的に説明してくれる。だからこそ、本書は民主的な経済政策と社会政策の理論的基礎に関心を寄せるすべての人向きのものになっている。本書に収められている論文とそれに対するコメントは、O. ウィリアムソンの著作には現代社会の科学的認識と政治的コントロールの問題に対してどのような意味があるのだろうか、という観点から、O. ウィリアムソンの著作を検討している。すなわち、このような組織の経済学的アプローチは民主的に構成された市場経済の制度体系をより深く理解したりデザインするのにどんな貢献をするのであろうか、という観点から検討を加えている。*

ここに印刷された論文とそれに対するコメントはインターディシプリナリーにセットされたコンファレンスで重んじられた。このコンファレンスは

2000年9月4日から6日にかけてグメルスバハのテーオドーアーホイスーアカデミーにおいて開催された。フリードリヒーナウマン財団の組織的なご援助と参加者全員の活発な議論に謝意を表明したい。

ミュンスタァ, 2001年7月

I. ピエス (Ingo Pies)

M. レーシュケ (Martin Leschke)

*使われている文献の著者名、年度および必要ならばページを本文や脚注に記し、引用文献目録をすべてそれぞれの論文とコメントルの終わりに掲げる。著者名に続いてコンマで分けられた年度がある場合、1番目は初版の発行年を、2番目は引用された版の発行年を示している。H.i.O.という略語は「原書が強調している箇所」を表わしている。

訳者まえがき

編著者の序文から明らかなように、彼らの意図はO. ウィリアムソンの組織の経済学に関心を寄せる幅広い読者層にこのコンファレンスにおける研究成果の重要性を知らせようという点にあった、と私は思う。

実は、私は、「本書」（「オリバー・ウィリアムソンの組織の経済学」“Oliver Williamsons Organisationsökonomik”）が2001年に出版された時点でいち早く航空便で取り寄せ、すぐにその大要をつかんだのであった。ところが、それから4年間、学内の学事多忙のため翻訳に取り掛けなかった。

本書は第1部：序論、第2部：第1章、第2章、第3章、第4章、第5章および第3部：エピローグから構成されており、その内容は非常に多岐にわたっている。ここでは、紙幅の制約上、第1部：序論と第2部：第3章以外のすべての章とそれらに対するコメントールおよび第3部：エピローグの表題は省く。それでも、さしあたり読者には差し支えない、と私は思う。なお、第1部：序論と第3部：エピローグ以外のすべての章にはそれぞれ2名のコメントールが収められている。

ここで私が、本書の第1部を構成している、I.ピエス（IngoPies）の長篇の総括的序論と同時に彼の第2部：第3章をまっ先に翻訳・紹介しようとするのは、彼の論文のスタイルがドイツ語圏のなかでもべらぼうに難しいという単純な理由からではなく、彼の主張を統一的に把握したい、と考えたからにはかならない。ただ、この第2部：第3章に対する2名のコメントールの翻訳は、私自身の多忙のため遅れているので、ここでは紹介できないことを読者にお詫びしておく。

他方、私自身も、過去20数年間にわたって本書とほぼ同ような観点から組織の経済理論（プロパティ・ライツ理論、取引コスト理論、プリンシパル－エージェント理論）および契約の理論のテーマについてすでに数篇の論文、単独訳

書・共訳書を公にした。

私は2000年論文「^{コーポレート・ガバナンス}企業統治の研究の統合の一試論」(副題略)『駒大経営研究』平成12年、第31巻1・2号でそれらの論文・訳書の「摘要」を簡潔かつ明快に述べておいたのでここでは繰り返さない。

この私の2000年論文との関連で、「^{コーポレート・ガバナンス}企業統治」をI.ピエスを通じて一言で、「……限定された合理性をもともせず、事後的な機会主義を確実に制限するような、ほかならぬそういう予防策が必要になる。ウィリアムソンの「^{ガバナンス}統治」という概念はまさしくこれに向けられている」(本稿95ページおよび第2論文132ページを参照)、とっておくだけで十分であろう。

また私は、それから3年後の2003年論文「企業文化と組織の経済理論」(副題略)遠山正朗編著『ケースに学ぶ企業の文化』(敬愛大学学術叢書)白桃書房で、クレプスの研究(Kreps 1990)(引用文献目録を参照)をもって嚆矢とするこの分野について論じておいた。この論点は第2論文129—132ページ、特に脚注(10)で関連づけられている、と指摘するにとどめておこう。

ともあれ、私がかわくに最初に紹介・検討を加えたA.ピコー(A. Picot)、彼に次ぐH.ディートル(H. Dietl)を初めとして、ドイツ語圏の組織の経済学の分野の知性を代表する経営学者と経済学者たちによるこのコンファレンス論集は、O. ウィリアムソンの組織の経済学に関する方法論的・理論的分析の面でも、また今後のこの分野の研究と議論の面でも、周到かつ精緻である。何と言っても、本書は、この分野を真剣に研究している研究者にとって、O. ウィリアムソンの代表的な諸著作に関する現段階での総括として、必読の文献と言うべきである。ここに本書の一部をとりあえず翻訳・紹介する理由の一端がある。

組織の経済学は今後とも大いに発展し続けていくであろう。従って、そこから今以上に研ぎ澄まされた実質的な研究成果を大いに期待してよい、と私は思う。だからこそ、本書の発刊は、とりわけ私にとって、またこの分野の研究者にとって、きわめて喜ばしい。

いずれ本書全体を全訳し、私なりに検討を加えたい、と企図しているところ

である。

なお、I.ピエスの第2論文の脚注(17)、(19)、(30)の文献が引用文献目録に欠落しているので私が入れておいたことを、それからまた、誤植とみなされる箇所を訂正したことを、ここに付記しておく。

〈翻 訳〉

民主的な経済政策と社会政策の理論的基礎

— O. ウィリアムソンの貢献*—

I. ピエス (Ingo Pies) 稿

宮 城 徹 訳

「取引コストの経済学は資本主義経済制度には主として
取引コストを節約する目的と効果がある、と言い張る」

O. Williamson (1990, 1995 ; p.189)

「取引を機会主義の危険から守りながら、同時に、限
定された合理性を節約するように取引を組織化する」

O. Williamson (1993, 1996 ; p.254)

目 次

I	序文	80
II	初期条件	84
III	カーネギーの環境と研究プログラム	85
IV	スタートの段階	87
V	確立の段階	89
VI	統合の段階	92
VII	成熟の段階	99
VIII	新たな応用	105
IX	方法と社会理論的志向を求めて	112

I 序文

(1) 現代社会は競争社会である。その特徴は次のような点にある。すなわち、経済だけでなく、政治、科学、法、スポーツそしてアートおよびその他すべての社会的機能のシステムもまた例外なく、競争的構造を課せられている。つまり、現代社会は成果を出すように当事者を鼓舞するために、しかもこのような当事者とは別の人たちをそれにまつわる仕事に間接的に従事させようとするインセンティブをこれらの当事者に与えるために、競争的構造を課せられている、というのがその特徴である。こうして、生産者の市場競争は消費者の利益のためになり、政府と野党間の論戦は国民の主権を擁護するが、スポーツの競争は観客を楽しませてくれる。

現代社会はまた組織社会と特色づけられる。伝統的・「自然的な」共同体、たとえば血縁とか地縁が構成要素になっているような家族や村落あるいは教区のほかに、特定の目的のためのアソシエーション (Zweckverbände) がますます支配的になっている。しかし、人間はそのようなアソシエーションのなかで生まれるのではなく、このアソシエーションに入ることも脱退することも自由に決定できる。経済の分野では企業の組織が支配し、政治の分野では国会の組織および国会の議席の獲得を競争する政党の組織が、科学の分野では大学の組織が、スポーツの分野では協会の組織が支配している。

以上のような現代社会の二つの特徴は矛盾せず互いに補足している。現代社会にはこのような二つの特徴が同時にある。すなわち、現代社会は競争社会「であり」、組織社会「でもある」。「であり」、「でもある」ということによって、ありふれたつきたしの共存が目立つのではなく、強固な相互関係が際立っている。つまり、第1に、競争は組織間だけでなく、組織内部にもある。そのような競争がなかったら、組織は特定の目的のためのアソシエーションとしての機能的目的を決して果たさないのが通例であるから、このようなアソシエーションとしての組織の社会的目的をほとんど果たすことはできない。第2に、このような競争はインセンティブとしての競争の社会的目的を達しそこなわないよ

うに、多くの場合、組織を展開する必要がある。競争過程にフォーマルで法的な枠組みの条件を与えてくれる、国家の組織を思い出すだけであろう。あるいは企業の組織内部の競争過程——たとえば、部門の資源獲得競争、従業員の所得やキャリア競争——がインフォーマルで文化的な枠組みの条件で成り立っている、企業の組織を思い出すだけであろう。

現代社会は競争社会「であり」、組織社会「でもある」——組織化された競争社会と組織自体の競争社会——という上のような二重の定義に照らして言えば、学問分野である経済学のいろいろな面の著しい遅れを取り戻さねばならない。このような経済学は、その歴史上重要な生成に基づいて、主として、競争の経済学、競争市場の経済学として展開されてきたけれども、組織の経済学としては展開されなかった。このような組織の経済学は、今日まで確かに発展途上の状態にあるにもかかわらず、近年めざましく進歩している。このような進歩はウィリアムソンの研究プログラムに負うところが多大である。彼の先駆的研究は組織の経済学を展開する選択の幅を繰り広げてくれた。すなわち、この組織の経済学は経済科学と解釈されるのではなく、社会理論的に「節約アプローチ」と解釈される。それで、学問分野であるこのような組織の経済学の特徴は競争社会の構造だけでなく、組織社会の構造に対してもモデルに基づいたインセンティブ分析を行うところにある。⁽¹⁾

注(1) ウィリアムソンが組織を市場の失敗から説明するために分析上の初期条件として「はじめに市場があった」(Williamson 1975; p.20)という仮定を選んだのは理論的に啓発されるところが多い。

彼はそのアプローチを価値自由である、と言う。すなわち、「このアプローチは、拘束を受けない市場形態の組織を支持する方にも、反対する方にも、偏向していない」(ibid.; p.253)というのである。しかし、このような傾向の組織は後に不十分な統治形態として取り扱われる。それはいわば、市場形態の組織と異なる別の代替案がすべて失敗する場合に初めて推奨される一時の間に合わせ策として取り扱われる。それに関して言えば、「はじめに市場があった」という仮定を「はじめにファミリー(組織)があった」という仮定に改正し、それを分析上の初期条件として選び、そして市場を組織分化の文明過程の産物と特徴づけることも十分にできるであろう。ウィリアムソン(1996a; p.13)は、この点をはっきり認めているが、これまで(まだ?)変えていない。

(2) ウィリアムソンの組織の経済学は、I. ラカトシュ (I. Lakatos) の言う意味での研究プログラムになっている。すなわち、ハード・コア (harten Kern) とヒューリスティックに基づく理論的アプローチが肝要である。ハード・コアは互いに密接に結びついているさまざまな基本的な考え方^{ライトイデーエンアンサブル}の全体から成り立っている。この基本的な考え方^{ライトイデーエン}が上のような理論的アプローチに同一性と連続性を与えてくれる。ヒューリスティックは研究戦略を定める。このような研究戦略の特質は、過去30年の間に、[I. ラカトシュの1970年論文「反証と科学的研究プログラムの方法論」 “Falsification and the Methodology of Scientific Research Programmes” 以降を指す……宮城 (補)]、さまざまな前進的問題移動が示されたことから推論される。ウィリアムソンの組織の経済学が最初にテーマ上は狭く解釈される「企業論」として第1歩を踏み出して、そうこうするうちに、制度的「統治」^{ガバナンス}の一般理論に練り上げられたのは、上のような前進的問題移動の結果である。すなわち、ウィリアムソンの組織の経済学は理論的認識進歩の結果だけでなく、経験的認識進歩の結果でもある。そして、このような制度的「統治」^{ガバナンス}の一般理論は原則的にはすべての組織に応用できる。つまり、企業あるいは国家の官僚制を含めて民間非営利組織からファミリーに至るまでに応用できるのである。

問題は、通常——きわめて不明確であるから説明を要する形で——「経済学的帝国主義」と言われているものの重要な特例である。すなわち、この場合には、あるアプローチがその最初の対象領域から脱却する方法が開発される。しかしそれにもかかわらず、それとは異なって、「テリトリー」の権利をめぐる「隣接の」学問分野と争わないことがありうるという「帝国主義」の領域のメタファーを次のように提案する。そのような効果は科学の「部門」(Wissenschafts “landschaft”) を(地方自治体が貸す)市民菜園の村と勘違いする状況でのみ現われる、と言ってよい。そのような村^{コロニー}では誰でも^{コロニー}排他的に耕すために割り当てられた「土地」^{ゲビート}を配分される。そうすれば、その土地^{ゲビート}の伝統的な「境界線」を越えると必然的に境界線をめぐる争いになることが暗示される。と言うのは、隣人たちは自分たちの正統な利益が減ると思うに違いない

からである。もちろん、そのような考えは基本的に誤まっているから捨てないとだめだと最初に説いたのは、ラカトシュの後の比較的新しい——ことに構成主義的——科学論ではなく、すでに早くもラカトシュの前の比較的古い科学論であった。学問分野がテーマに関して構成されるのではなく、体系的に構成されるということをほとんど K. ポパー (K. Popper) で、またもう M. ウェーバー (M. Weber) でも調べることができる。このような規定には、学問分野は領域思考に隠れたままでいる、という効果がある。しかし、学問分野はその対象領域によるのではなく、その方法によって立場を明らかにする場合に初めて、学際性を得ようとする試みは賢明な企てになる。これで学際性に関与する学問分野はすべて互いに有益になることが約束される。ウィリアムソンの組織の経済学は、以上のような厳密な意味で、まさしく帝国主義的研究プログラムになったのであるから、さまざまな学問分野の関心を引いている。彼の組織の経済学は、新制度派経済学志向の経営学者と経済学者に対してだけでなく、——それぞれ特有の観点から——「組織」のテーマに関心を寄せる社会学者、心理学者、法学者および政治学者にも重要なものを与えてくれるに違いない。

学際性とは、個別の学問分野を捨てるという意味ではなく、まったくその逆である。すなわち、個別の学問分野は科学の交流で得るところがある、という意味である。学問分野（の境界線）を越えた協調という意味での生産的な学際性はさまざまな問題およびそれを解決するための戦略に対する学問分野相互の理解に基づいている。その時々の問題志向に焦点を合わせると、相互の理解が高まる、と言ってよい。このような理由で、以下の議論では、ウィリアムソンのアプローチの初期条件とか展開、応用領域、このアプローチの根底に横たわっている方法といったものを概説するつもりである。そうすれば、組織の経済学の研究プログラムの問題志向が透明になる。

II 初期条件

R. コース (R. Coase) はすでに1937年に、企業を主として生産関数として——すなわち、価格論的な問題設定の側面から——テーマにした理論に立ち向かうのであった。そして、企業がなぜ存在するのかとか、企業の規模に関する組織論的な問題には生産技術の見地からは答えられない、ということに注意を促したのである。もっと正確に言えば、企業にとっては、特定の取引をさまざまな企業の内部で完結するのが有利になるのか、あるいは市場で完結するのが有利になるのかどうか、という点について判定を下すのは取引コストである。こうして、コースは組織の二つの代替案に言及しながら選択を的確に推定したのである。その際、コースは、企業においては権限のヒエラルヒーを、市場においては原則的に平等な契約当事者の活動範囲を、洞察するのであった。⁽²⁾

以上のようなアプローチは、経済学的であり、比較的でもあり、かつトートロジー的でもある、と言うことができる。コースのアプローチが比較的なものになっているのは、制度にとって重大な代替案を比較することに焦点を合わせているからである。彼のアプローチが経済学的なものになっているのは、このような比較に合理的な推定を裏打ちしているからである。彼のアプローチがトートロジー的なものになっているのは、特定の組織デザインの理由に関する疑問——たとえば、なぜ多くの企業は自社の製品の販売を独立した販売代理店で展開したり、自社の販売部で展開するのだろうか、という疑問——に対して、企業はコストを合理的に考え合わせる責任がある、とつねに示唆することで答えるからである。このような示唆が論理構成の最後にある限りにおいて、それは唯一の短所に触れている。このようなトートロジーは論理構成の最初にある場合に初めて長所になる。すなわち、上のような制度の代替案の長短を確認し、比較し、そこから反駁可能な仮説を引き出すことを可能にしてくれるような、経験的研究プログラムを実施すると長所になる。

注(2) 次を参照。 Coase (1937, 1988) ; Pies und Leschke (2000).

以上のような背後関係から、なぜコースの1937年論文が数十年にわたって漂石のようにすべての文献よりひときわすぐれていたのかの理由が分かりやすくなる。すなわち、多くの人々はコースのこの論文が直観的に理解しやすい考えを明確に述べていることに気づいたのである。ところが、コースのこの論文は然るべきことにほんのわずかしか使いこなせなかったのである。使いこなしていくのは、トートロジーを生産的に突き止めることに、言わば、トートロジーを簡潔に研究の最後から最初に据えることにあった。すなわち、トートロジーを完全な説明項だと誤解したのではなくて、まっ先に完全に展開されるべき説明項の重要なヒューリスティックの構成要素だと解釈する点にあった。つまり、方法論がより一層必要だということに気づくことにあった。

そのようなことに見事に成功したのがほかならぬウィリアムソンであった。それ自体はウィリアムソンがアカデミックな訓練を受けた知的環境にまでさかのぼる。

Ⅲ カーネギーの環境と研究プログラム

ウィリアムソンは、彼の母校を回顧して、次のような——彼にとって道しるべとなる——三つの特徴を強調している。すなわち、さまざまな研究の伝統があるが、そのうちのいずれを採ってもよいという伝統の平和共存、伝統的な学問分野の範囲を志向するのではなくて、あくまでも問題を志向する、および方法論的ドグマではなくて、その時々の研究問題の必要条件を志向する、という研究のプラグマティズム、がそれである。⁽³⁾

ウィリアムソンはこのような環境のなかで社会学的、経済学のおよび法学的洞察を組織論的に統合したくなった、と思う。そのために、彼は最初から——今日まで変ることなく——極端な見解の調停をはかる立場にあることに気づいている。このことは次のような二つの例で説明できるだろう。第1に、

注(3) 次を参照。Williamson (1996b).

ウィリアムソンは経済的合理性のカテゴリーの「過小」評価ばかりでなく、「過大」評価をも避けようとした。彼は、「限定された合理性」という概念に共鳴するので、誇大合理性と非合理性を調停する態度をとった。第2に、H. サイモン (H. Simon) は「限定された合理性」概念のパイオニアであるので満足化アプローチを支持して効用最大化アプローチを捨てる方を選んだ、というようなほかならぬそういう根本的な結論をウィリアムソンは引き出さない。ウィリアムソンは、原則的には最大化アプローチに固執しているが、オーソドックスな経済学とは正反対に、伝統的に無視された制限——特に、時間、情報および認知の限界——を指摘し、これらの限界があるために、一回限りの選択行為で多期にわたる効用を最大化するのが難しくなったり、不可能にすらなることが多い、ということを指摘している点でも再びより容易に調停する地位を占めている。このようにウィリアムソンは最初から「プロセス」パースペクティブを持っている。このような「プロセス」パースペクティブは、制度の選択という組織論的問題へのオーソドックスな経済学の説明アプローチを決して引き継がないで作りかえている。すなわち、重要なのは、期間志向的に予期せぬ出来事に効率的に適応するということである。時点志向的に最適な決定を下すということではない。つまり、きょうのうちに予期されない出来事にあしたも適切に反応できるような相互作用の環境を選択することに関心を寄せているのである。だからこそ、最適化の問題ではなくて、「適応」の問題がウィリアムソンの理論的アプローチの主要問題になる。

ウィリアムソンの研究プログラムの展開を以下のように4段階に分類し、彼の主要な著書・論文をそれぞれの段階に配列する(1-1図)。第1段階は1971年論文で特色づけられる。第2段階の1975年著書を確立の段階、第3段階の1985年著書を統合の段階、第4段階の1996年論集を成熟の段階と、それぞれ呼ぶことができる。このように時代を通じて連続している著作を考察すると、次のような二つの特徴がはっきりと浮かび上がってくる。第1に、数十年にわたって絶え間なく、これこそ問題というに値する問題を解決していることが分かる。そのことによって、これはまさに、研究「プログラム」と言うことがで

1-1 図 組織の経済学の研究プログラムの四つの段階

段階	著書・論文	テーマ
スタート	1971	種の問題——垂直的統合
確立	1975	企業論——市場対ヒエラルヒー
統合	1985	組織経済論——市場対混合形態対ヒエラルヒー
成熟	1996	制度的統治の一般理論——市場、混合形態、ヒエラルヒー、民間非営利組織、官僚制、国会、ファミリー等々

きる。すなわち、ヒューリスティックに導かれて練り上げられたもの、つまり、主要なコアの考え方だと言うことができる。第2に目立っているのは次のような点である。すなわち、ウィリアムソンのアプローチの応用領域がすでに連続的に拡大されているところにある。従って、これはまさに、さまざまな前進的問題移動がすでに生じたということである。その経過において、ウィリアムソンの組織の経済学は「帝国主義的に」展開した、というのがそれである。種の問題すなわち垂直的統合から出発して、まず企業論が、次に組織の経済理論が、そして最後に制度的統治の一般理論が展開されたのである。今こそこれを解明する必要がある。

IV スタートの段階

ウィリアムソンは1971年論文で種の問題を提起し、それを分析して組織の経済学のアプローチを展開した。企業はそれぞれ中間生産物を市場で「買うのか」、あるいは「作るのか」を決定しなければならない、という垂直的統合の問題が扱われている。企業はある中間生産物をすべて他社から買わざるを得ないのだろうか、あるいはその中間生産物を自社で生産しなくてはならないのだろうか。垂直的統合とは、購入しないでさまざまな企業の内部で内製にする方を選ぶことである。

垂直的統合の問題に関するウィリアムソンの分析にはいくつかの特徴があるが、それらはまた彼のその後の研究の特徴になっている。本論文では次のよう

な三つの特徴を指摘しておこう。第1に、彼は興味深い政策的含みのあるテーマを取り上げている。たとえば、垂直的統合に対して競争法的措置を取らざるを得ないかどうかという点は完全に次のことがらに依存する。すなわち、このような現象の根拠としてどんな説明がなされるのか、しかもこのように説明するとどんな結果になるのか、に依存する。第2に、それとの関連で、いろいろな理論の競合しているさまざまな説明アプローチが提示しているテーマが重要になる。一方では、垂直的統合をたどっていくと技術的要因にたどり着く。他方では、垂直的統合は市場支配力を手に入れようとする試みだと解釈される。ウィリアムソンは、こういった二つのアプローチと、垂直的統合の原因は取引コストを節約しようとする試みにあるという説明アプローチを対比する。第3に、このような議論は比較ブラック・ボックスの分析枠組みで展開される。ウィリアムソンは三つの統治構造、すなわち、長期契約、短期契約の継起およびさまざまな企業から成るヒエラルヒー（Firmenhierarchie）を対比する。このような分析枠組みでは企業というものがまったく分からなくなるに違いない。ましてや市場契約にありうる欠陥から、その他の条件が等しければ、さまざまな企業の内部で取引を完結するという比較優位性を推定できるはずがない。

ウィリアムソンは市場の失敗について受け容れられている同時代の文献をすべて収集して、その趣旨に添って要約し、更に次のように考察したのである。すなわち、市場契約はつねに不完全契約となる。というのは、ありとあらゆる可能な成り行きを見通して、しかも事前にかなり定めるのは不可能であるか、禁止的に高くつくことになるか、のいずれかであるからである。また、合意は司法判断に適合する。すなわち、いざという時には裁判が行われるからである。こういった契約上の不完全性による不十分な契約の保護は、とりわけ、契約当事者の利益が時間の経過とともに甚しく分岐するような状況で目立つのである。そのような状況では、さまざまな企業の内部で取引を完結した方がすぐれていることが分かる。次のように抽象的に要約される。すなわち、市場契約とさまざまな企業の内部のヒエラルヒーは、状況が異なるにしたがってコストが異なってくるような、ほかならぬそういうインセンティブの両立性を作り出す際には、

機能的に等値である、と解釈される。その結果、効率性を考察すると、いずれ双方の代替案に有利に作用する。時間の経過とともに、行動を適応させることが必要になればなるほど、統治構造としてのさまざまな企業から成るヒエラルヒーが有利になる。そこでウイリアムソンは、「企業の最も際立った有利な点は、たぶん、企業間の活動と比較しても、企業内部の活動を実行させるために利用できる、非常に多様な種類のコントロール手段とかなり強い感受性のあるコントロール手段にある」⁽⁴⁾、と言うのである。

V 確立の段階

ウイリアムソンは1975年著書で垂直的統合の問題を体系的に分析することができるような、ほかならぬそういう練り上げられたアプローチを提示したのである。このようなコアの考え方は、行為者の属性と環境の属性をその都度つないで市場契約の問題を指摘することにあるが、このような市場契約の問題をさまざまな企業の内部で何とかしてできるだけより適切に解決することができる(1-2図)。

限定された合理性という行為者の属性が非常に不確実な将来という環境の属性と一緒にになると、長期契約は不適切だと思われる。ましてやそれに対応して取引を完結するのは不適切である。一方では、すでに契約を締結している場合

1-2 図 市場契約上の取引問題の主要な四つの要因

行為者の属性と環境の属性のコン ビネーション	下記の契約が問題になる
限定された合理性と不確実性 機会主義と依存性	長期契約 一連の短期契約

注(4) Williamson (1971 ; p.113)

には、上の二つの要因が強力であればあるほど、起こるかもしれない虚を突く行動の予防策を講じなければならない条件によって、他方では、将来の出来事とその結果を現時点ですで見通す能力によって、はさみ状価格差が次から次へと大きく開いていく。このようなはさみ状価格差が次から次へと大きく開いていくほど、さまざまな企業の内部で取引を完結するという組織の代替案が魅力的になる。というのはつまり、1つの企業の内部で規則的な系列をなす意思決定を下すことができるが、その結果としてさまざまな問題が生じる場合には解決できるからである。原則的に起こりうるすべての問題の予防策を講じないとだめだというのではなくて、いま現に生じつつある問題に集中してよい。すなわち、ウィリアムソンは、「適応的で規則的な系列をなす意思決定過程は限定された合理性を非常に節約する」(Williamson 1975 ; p.25, H.i.O.)、と言う。その上、さまざまな企業の内部組織は不確実性を減らすことができる。そうすれば、信頼できる期待を形成できる。さまざまな企業の内部のコミュニケーションは情報交換を容易にしてくれるような独自のコードを制定できる。1つの企業の内部のさまざまな事業部がその行動を、別のさまざまな企業にすでに存在している2社以上の生産部門に適応させるよりも、より適切に互いに適応させることができるようにするには、さらに情報を交換するためのさまざまな企業の内部のルールが必要になる。これで不確実性が減ることさえある。従って、その他の条件が等しければ、さまざまな企業の内部で取引を完結した方が比較効率は高まる。

「機会主義」とは、人間はオートマチックにルールを守らないということである。しかも、嘘や詐欺によって、故意のたくらみや詐欺的約束によって、私利を追求しようとするものである、ということである。「依存性」とは、少数の——極端な場合にはたった一人だけの——取引当事者を頼りにしているので、競争は規律化の手段としては効果があるはずはない。「機会主義」という行為者の属性が「依存性」という環境の属性と一緒にになると、一連の短期契約は不適切だと思われる。ましてやそれに対応して取引関係を制度的に定めるのは不適切である。すなわち、上の二つの要因が強力であればあるほど、利害が

対立する危険性が高まるので、取引を完結すると高くつく。この点で、さまざまな企業の内部のヒエラルヒーには有利な点がある。というのは、このようなヒエラルヒーは、機会主義的行動の予防策を講じることができるので、依存性の問題を間接的に和らげるからである。ウィリアムソンは次の三つの有利な点を指摘した。第1に、広範囲にわたる利害が合流して1つになるにはさまざまな企業の内部でさまざまなインセンティブを使う必要がある。別のさまざまな企業はそれぞれ自社の利潤に関心を寄せるので、原則的には、契約当事者間には利害が対立することになる。それで、さまざまな企業の成果に基づく相互の利益が取引当事者の間で第1位を占めるように1つの企業の内部の報酬を調整できるであろう。第2に、さまざまな企業間の行動をコントロールするよりも、1つの企業の内部の行動をコントロールするのは簡単に保証されうる。第3に、突然、利害が対立する場合には、ヒエラルヒーによる決定でさまざまな企業の内部を調停した方が、市場契約の当事者間を（法的に）調停するよりも、はるかに簡単で安上りになる。

限定された合理性と不確実性、機会主義と依存性はそれぞれペアを組んで市場契約の問題となるが、ウィリアムソンはこれらの四つの要因のほかに、さらに次のような二つの要因、すなわち、取引をさまざまな企業の内部で完結した方が有利になるような二つの要因を検討している。ウィリアムソンは、とりわけ機会主義的行動と一緒にあって取引コストを高めることがある非対称的な情報の問題を「五つの」要因として挙げている。第1に、機会主義的行動様式を打ち破り、第2に、情報の生産と伝達を促進するようにさまざまなインセンティブをさまざまな企業の内部で定めることができるので、これでどうやらウィリアムソンは、垂直的統合を非対称的な情報の問題の解決策だと解釈する場合がある。

ウィリアムソンによれば、取引の「雰囲気」は「六つの」要因である。この要因は市場契約に比べて企業の効率的優位性の理由を示すこともありうる。ここにいたって、感情が働き始める。すなわち、市場契約は匿名の取引当事者間で取引を完結することが多いし、しかもこのような取引の完結は他ならぬ貨幣

的な観点によって導かれるのが通例であるので、組織の内部で取引を完結すると多くの場合、次のようなチャンスを与えてくれる。すなわち、非貨幣的側面をも考慮に入れるチャンスを与えるので、たとえば、慣行に道徳的な互恵主義を促進するチャンスを与えてくれる。あるいは、ちょうど正反対に道徳的に危険だと類別される慣行を止めるチャンスを与えてくれる。⁽⁵⁾

最後に一言すれば、次のように述べることができる。すなわち、ウィリアムソンは、さまざまな要因——これらが相互作用すると、制度的解決を要する取引の問題が生じる——を確認しようとしたのである。その結果、企業という統治構造は、一定の条件の下では、市場契約に比べて有利だということが分かる。これこそ、企業の存在と規模、特に、垂直的統合による規模の増大を説明することができる。

VI 統合の段階

ウィリアムソンは以上述べた六つの説明要因を1985年著書で大体三つの要因に変えたのである。彼が限定された合理性と機会主義的行動という行為者の属性にとらわれているのは変わらない。彼の説明アプローチを構成している別の要素だけが、概念上、転換している。すなわち、「不確実性」——これは希少性という経済学的概念に類似している——という環境の属性はユニヴァーサルな背景の仮定とみなされている。⁽⁶⁾

注(5) ウィリアムソンによれば、「内部組織は……さまざまな当事者間で準道徳的な関与をより適切に斟酌できることが多い。……それに加えて、もし組織の形態とか慣行が圧制的であるとか、その他の理由で不快とみなされれば、雰囲気を選好して非金銭的な満足を得るために物質的利得を犠牲にするようになることもある」(Williamson 1975 ; p.38, 39.)。

注(6) ウィリアムソンは、(たとえば、機械による条件付きの生産のロス)の形で)もっぱら技術的に引き起こされる推計のほかに、不確実性の第2の源泉の一つ、つまり、(部分的に悪質な)虚を突くこともありうる相互作用の当事者の行動を見分けて強調している。とりわけ、組織的な予防策はこのような第2の形の不確実性を経済的に処理することを目指すのである。次を参照。 Williamson (1985 ; p.30)。

依存性という説明要因は取引特有の投資という概念で操作化される。こうして、「第3の」要因は経済的依存性を決定づける要因としての「特異性」となる。そして、この特異性は、限定された合理性と機会主義的行動という要因とあいまって、今では事実上、取引コスト・アプローチと呼ばれる組織の経済学の研究プログラムの分析的コアになっている。⁽⁷⁾

統合された研究プログラムのヒューリスティックの考え方は、組織問題をすべて契約問題として概念的に説明して、然るのちに、契約の代替的な形態のコストを取引に照らして比較する。⁽⁸⁾

このようなアプローチが目指しているのはこうである。すなわち、個々の契約形態の比較優位性を特定の取引の属性と結びつけることである。そして、ウィリアムソンはこれに一番適している本質的な属性を「特異性」とみなす。特異性は次のような場合に存在する。すなわち、取引の完結は資源によってサポートされざるを得ないが、この資源は別誂えの専用になっているために、その一般的価値が下がる場合である。⁽⁹⁾ その1例は次のようなマシンである。すなわち、そのマシンは特定の買い手のニーズに合わせて特別にデザインされているので、その結果、この買い手が離反すると価値が甚しく下がってしまうことになる。そうなると、このマシンは、その後、別の買い手に生産されね

注(7) 「取引コストの経済学は、能動的行為者たる人間は限定された合理性を免れ得ない。……そのため機会主義に陥る、とみなす。……さらに取引コストの経済学は次のように主張していく。すなわち、取引を記述する最も決定的な変数は資産の特異性という条件である、と。取引特有の資産にかなり投資してサポートされるような取引に従事している当事者たちは相互の双務的な取引関係で有効に活動している。その当事者たちを適応性に有効につなぎ、ひいては連続性を促進するような契約上のインターフェースを調和させると、実質的な経済価値の源泉になる」Williamson (1985 ; p.30)。

注(8) 「取引コストの経済学は経済組織の問題を契約の問題として提起する。個別的な仕事を成し遂げなければならない。それはいろいろな代替的な方法のうちの何らかの方法で組織化できる。明示的契約あるいは黙示的契約およびサポート装置がそれぞれつきまとっている。それらのコストはいくらだろうか」Williamson (1985 ; p.20)。

注(9) これに関する批判的議論については次を参照。第2論文。

ばならなくなる。そのようなマシンの調達こそ取引特有の投資というに値する投資である。このような取引特有の投資は、 sunk・コストになる。というのは、ひとたび使い古した資源を後でちゅうちょなく、すなわち、価値を失わないで新たに専用にできるはずがないからである。

まさに上のような理由で、取引特有の投資がきっかけとなって基本的変形が交渉の状況に変貌をとげる。すなわち、このような特異な投資がなかったら、取引の当事者を変えるのにコストはかからなくなる。この取引の当事者が他の人と競争すると、撤退する選択の自由が規律化の手段として用いられる。ところが特異な投資というものが、成し遂げられると、撤退する選択の自由はコストを上昇させることになり、それは、極端な場合には、まさに禁止的に高くなることもありうる。そうなると、取引当事者の絆が生まれるので、最初の競争状況は双務的状况に変形される。従って、双務的状况では、取引を機会主義的行動から守るためにもう一つの規律化の手段を用いざるを得なくなる。

1—3 図は組織の経済学のアプローチの枠組みの三つの説明要因のシステムティックな相互作用を明らかにしてくれる。

認知的限界がなかったら、ありとあらゆる可能な成り行きを完全契約で定め

1—3 図 三つの説明要因の相互作用⁽¹⁰⁾

限定された合理性	機会主義	特異性	契約のプロセス
○	+	+	計画化 (完全契約で事前に調整する)
+	○	+	約 束 (利害の対立なしに契約の「精神」に従って事後的に調整する)
+	+	○	競 争 (撤退して、事後的に調整する)
+	+	+	統 治 (制度的合意で調和のとれた事後的な調整を事前に保証する)

注 (10) Williamson (1985 ; p. 31).

ることができるということになる。そうなると、経済的依存性に、事後的な機会主義の形で、後からつけこむことを、事前に、つまり投資しないうちに、最初から取り除くような、ほかならぬそういう予防策を有効に講じることができるということになる。このような取引の問題は計画化で解決できる。

特異な投資が基本的変形すなわち交渉の状況を生み出していくということは、機会主義がなかったら、事実上、意味がないということになる。だからこそ、取引関係の事前と事後の段階をインセンティブ問題との関連で区別してもほとんど知識を与えてくれない、ということになる。機会主義がなかったら、約束の形態はすべて信用性を有するということになる。それで、契約の当事者が契約の「精神」という点で合意し、将来起こるコンフリクトをこの「精神」に照らして互いに解決すると約束すれば十分であろう。

特異な投資がなかったら、取引当事者間には経済的依存性は存在しない。このような場合には、機会主義は損害をほとんど引き起こさないであろう。そこで、限定された合理性があるために、機会主義的行動を事前に予防するのが難しくても、それはほとんどかまわない。つまり、このような場合には、撤退する選択の自由に焦点を合わせて、競争を事後的に調整して満足するであろう。取引の当事者たちが市場の側で拮抗するのは規律化の手段としては十分である。

限定された合理性、機会主義および特異性という三つの要因がすべて相互作用する場合に初めて、取引関係を時間の経過とともに守らなければならない問題が生じてくる。ここにいて、計画化は失敗する。というのは、ありとあらゆる可能な成り行きに対して事前に予防策を講じることにはできないからである。ここにいて、約束は失敗する。というのは、約束はオートマチックには信用性を有しないので、約束された債権債務関係を守ろうとしない、事後的なインセンティブを考慮に入れないとだめだからである。またここにいて、競争は失敗する。というのは、撤退するのは高くつくようになるからである。こうして、限定された合理性をもつともせず、事後的な機会主義を確実に制限するような、ほかならぬそういう予防策が必要になる。ウィリアムソンの「統治」という概念はまさしくこれに向けられている。彼は次のような見

解を表明している。すなわち、機械主義的行動をとろうとする（不十分な）インセンティブは、制度的合意を適切に整えると、あしらうことができる、と言うのである。

こうして、ウィリアムソンのアプローチの分析的コアの考察の体系性は次のように要約できる。すなわち、特異性は経済的依存性を産み出す。機会主義はこのような依存性につけこむという危険性をもたらす。限定された合理性はこのような危険性を完全契約であらかじめすでに予防する可能性を制限する。従って、このような組織の経済学の三つの要因の相互作用は取引の問題となる。この取引問題はいわばその背景を際立たせる。この背景に対して、この取引問題の組織的解決策としての代替的な契約による合意を作り直し、それからこの解決策に照らしてそれぞれ取引コストを互いに比較することができる。このような機能性の考察は生産性を、従って、さまざまな経済制度の存在理由を解明してくれる。しかも、効率性を一緒に追求するということを認識しないで、伝統的にたった一人の一方的な権力の乱用が推測された場合でも解明することさえある。以下においてこれを解明しよう。

中間生産物市場での2社間の取引を考察しよう。その競争価格は P_w に等しいとしよう。供給業社は今こそ特異な投資を行なうべきかどうかを選択しなければならない。このことは生産コストを節約できるだろうという有利な点に関連することになる。ところが、次に経済的依存性が生起するだろうという不利な点が上のような有利な点に直面するであろう。機会主義的なつけこみに対する安全措置がなかったら、供給業社はそれに応じて満足するために高い価格 P_o を考慮に入れざるを得ないであろう。しかし、供給業社は、安全措置があれば危険性を抜きにして、生産コストの有利な点を主張し、 P_s に等しい価格で自社の利潤を高めるような、ほかならぬそういう特異な投資を始めるだろう。 $P_o > P_w > P_s$ が重要である。

このような理由で、垂直的統合は安全措置と解釈される。すなわち、供給業社は買い手を獲得すると、それぞれ独自の利潤志向に基づくさまざまな企業間に起こりうる事後的なコンフリクトをさまざまな企業内部の事後的なコンフリ

クトに変形するが、後者のコンフリクトは——比較的強硬な——相互の利潤志向で和らげられる。確かにこれは対立する利害を調和させるための極端な場合である。しかし、たとえば、潜在的な機会主義者が一方的に契約し、それに駆られて特異な投資をする気になるパートナーにサンクシヨンの可能性を委ねることによって、信用性を有する取引当事者に経済的依存性につけこまないとしグナルするということは、事後的な機会主義——潜在的な機会主義者は法的独立を維持しているので自発的に合意を選択する——に対する予防策でもありうる。

そのような一方的契約 (Selbstbindung) の慣行を理解するカギは次の点を認識することにある。すなわち、自分の不十分なインセンティブは——取引当事者が見越すと——自分自身にはね返ってくるので、このようなインセンティブを除去するのに積極的に貢献すれば十分に理解した自分の利益になる、ということである。つまり、一方的契約がなかったら、買い手は供給業者に特異な投資をさせるために、 P_0 を支払わざるを得ない。まず信用性を有する、すなわち、サンクシヨンを備えたシグナルを介して、特異な投資を実施した後で事後的な機会主義を放棄すれば、買い手は比較的安い価格 P_s を享受するに至る、と言ってよい。そのことから取引当事者は双方とも相互に利益を得る。経済生活における契約による合意という多くの非標準的な慣行の組織の経済学の存在理由がこの点にある。

ウィリアムソンは、説明要因を変えて特異性という概念を特に強調する組織の経済学のアプローチを統合することによって、市場とヒエラルヒーの間に知的に存在する契約による混合形態を理論的に構成し直す際に次のようなトレード・オフを推定する。⁽¹¹⁾

ウィリアムソンは市場という統治形態には非常に強力なインセンティブを促進する特徴があると認める。その典型例は市場参加者の利潤志向である。ウィリアムソンによればこのような利潤志向には二つのアンビヴァレントな結果が

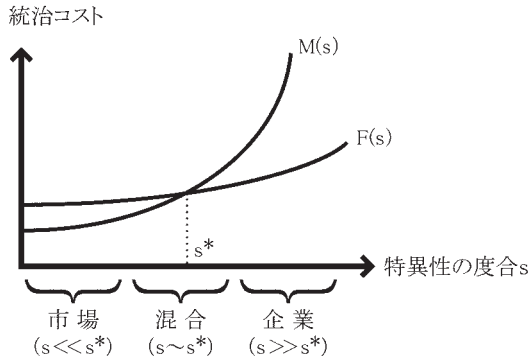
注 (11) 次を参照。Williamson (1985 ; p.90 ff.)。

つきまどっている。利潤志向的な市場参加者は、自分の利益のためにコスト意識をもつようになるので、むだをはぶくことに注意を払う、ということは効率性を促進する。それに対して、まさしくこのような「私的」利益志向は利害の対立を産み出していく。このため契約を締結した後で調和のとれた行動の調整を保証することが難しくなる、ということは効率性を妨げる。このような不利な点は、特に、取引特有の投資のために契約後に行動を調整する必要性が非常に広範囲にわたる場合は、ことさらに重大なことになる。

逆に、ウィリアムソンは、統治形態としての企業には、取引の完結を事前のだけでなく、特に、事後的にもヒエラルヒーによってコントロールできるという特徴がある、と認める。ウィリアムソンによれば、この特徴にも二つのアンビヴァレントな結果がつきまどっている。一方では、さまざまな企業から成るヒエラルヒーには官僚主義的コストという不利な点がつきものである。他方では、事後的な機会主義に対してさまざまな企業の内部で措置をとることができるという有利な点が上のような不利な点に直面する。このような有利な点は、特に、取引特有の投資のために事後的な機会主義から身を守る必要性が非常に広範囲にわたる場合は、ことさらに重大なことになる。

ウィリアムソンは、「市場」と「ヒエラルヒー」という両極端の間に広がっている多様な組織の幅を記述する決定的な変数と、「特異性」という説明要因を同一と認める。「特異性」がなかったら ($s=0$)、市場には比較優位性がある。というのは取引を監視するための官僚主義的コストが節約される、と言ってよいからである。市場 (M) と企業 (F) の統治コストに照らして言えば、 $M(s=0) < F(s=0)$ となる。それに対して、「特異性」が高くなると ($s > 0$)、ヒエラルヒーには優位性がある。というのは、特異な投資はさまざまな企業の内部で機会主義から比較的簡単に守られるからである。「特異性」が高まるとともに、市場の統治コストは企業の統治コストより連続的にかなり上がる、と単純に仮定すると、二つの費用曲線がびったり交わる点が出てくるが、この点が転機となる特異性の度合 s^* を画定する (1—4 図)。

上のような理由で、ウィリアムソンは実際に存在する統治構造に関する経験

1-4図 市場とヒエラルヒーのトレード・オフ⁽¹²⁾

的仮説をまとめる。この仮説の主張によれば、特異性が低いゾーンでは ($s < s^*$)、市場による統治が支配的であり、特異性が高いゾーンでは ($s > s^*$)、ヒエラルヒーによる統治が支配的であり、特異性が中程度のゾーンでは ($s \sim s^*$)、混合形態が存在する。そして、このような混合形態は市場とヒエラルヒーを組み合わせるインセンティブの強さとコントロールの強さを結びつけようとする、と言うのである。

VII 成熟の段階

ウィリアムソンは、1996年論集で彼のいう組織の経済学を制度論的に体系化し、しかも一度に二種類の観点から体系化している。

注 (12) Williamson (1990, 1995 ; p.199)。1-4図は次のことを前提としている。すなわち、最適な特異性の度合を決定する際には、利潤 (G) を最大化するための一般的な演繹を基礎にする。特異性 (s) は売上高 (E)、生産コスト (PK)、取引コスト (TK) に影響を及ぼす。つまり、 $G = E(s) - PK(s) - TK(s)$ 、 $TK(s) = \{M(s), F(s)\}$ の最小を考慮に入れる、ということをも前提としている。そうすれば、選択した最適な特異性の度合にとって、その他の条件が等しければ、取引コストができるだけ安いという意味で市場による統治構造が支持されるのか、逆にさまざまな企業の内部による統治構造が支持されるのか、どうかという点は1-4図から推測される。

1-5 図 市場、混合および企業という統治構造の顕著な特徴⁽¹³⁾

特 徴	統治構造		
	市場	混合	企業
インセンティブの強さ	++	+	○
専断的決定を含む権限関係	○	+	++
自律的適応	++	+	○
協調的適応	○	+	++
古典的契約法	++	+	○

++=強；+=半強；○=弱

第1に、彼は、統治構造は制度的枠組みのなかで効果を発揮するので、組織（の形態）の社会的環境をも分析しないとだめだ、ということをも篤と考慮に入れている。従って、組織の経済学の二つのレベルの分析は三つのレベルの分析に拡大される。つまり、個人的行動仮定——第1レベル——と代替的な統治構造——第2レベル——の相互作用のほかに、さらに制度的枠組みの条件の影響——第3レベル——をも検討する。これはとりわけ政治的観点から特別重要である。というのはつまり、制度的枠組みの条件、特に、法的枠組みの条件は政治的に定められるからである。だからこそ、このような政治的意思決定の組織への影響を評価すれば、あるいは逆に、組織による統治という制度の効率性の前提に基づいて然るべきことを経験すれば、有益になる。

第2に、ウィリアムソンは初めて、検討を要する統治の代替案をそれぞれ完全に特徴づけようとし、この意味でその代替案を対称的に取り扱おうとするので、ブラック・ボックス分析なしで済まそうとしてきたのである。彼は1975年著書では、企業を基本的にしか特徴づけなかったが、短期・長期契約の失敗からヒエラルヒーによる組織の有利な点をすでに推定したのであった。彼は1996年論集では、企業の特徴を補って、然るのちに、市場とヒエラルヒーの失敗から混合統治構造の有利な点を推定したのであった。彼はここに初めて、これらの三つの組織形態すべての十全な特徴を出して見せるのであった。彼はこの際

注 (13) Williamson (1991, 1996 ; p. 105).

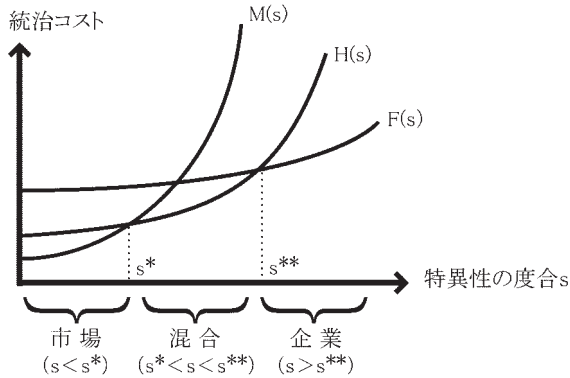
に五つの判定基準をすべて区別している（1—5図）。

ウィリアムソンは、一方では、統治構造を特徴づけるために、すでに1985年著書に導入したインセンティブの強さ、他方では、専断的決定を含む権限関係（administrativer Kontrolle）を利用する可能性という二つの判定基準のほか、さらに次のような三つの判定基準をよりどころとしている。

「第3の」判定基準は、自分の利益がどの程度まで情報を吸収して行動の変化を推移させることを促進するのか、という点に焦点を合わせる。ウィリアムソンはこれを自律的適応と言う。「第4の」判定基準は、起こりつつある侵害の下で、相互の利益志向がどの程度まで生ずるのかということ考慮に入れるのか、という点に焦点を合わせる。ウィリアムソンはこれを協調的適応と言う。

一方では、第1と第3の判定基準の間には、および他方では、第2と第4の判定基準の間には、非常に明確な相関関係がある。すなわち、およそ自己責任で経済活動に従事する者は、自分の個人的利潤を志向するので、それに応じて、価格のシグナル、すなわち、希少性が変化していく状況に関する情報をすぐに吸収したがる。その限りにおいて、市場という統治構造はインセンティブが非常に強いということと自立的適応のコンビネーションという特徴をもっている。それに対して、事後的行動という専断的決定を含む権限関係がありうる状況では、現れている利害対立は和らげられるので、必要になる適応を協調的に成し遂げねばならない共同の任務として引き受けるのは明白である。従って、ヒエラルヒーの本部（hierarchischer Verwaltung）と協調的適応のコンビネーションは、さまざまな企業の共通目標の趣旨において、企業という統治構造の特徴をよく表わしている。

以上のような4つの判定基準はそれぞれ、市場と企業が連続体の両極端として現れるような具合にたてられている。というのは、混合形態はそれぞれ平均値を示すのに対して、市場と企業はそれぞれの特徴の最小あるいは最大の現れを示すからである。「第5の」判定基準の場合にも同じことが言える。この基準は、現れている利害対立を解決するために、どんな法的手段が自由に使えるかということに焦点を合わせる。市場という統治構造は古典的契約法に頼るの

1—6図 市場、混合およびヒエラルヒーのトレード・オフ⁽¹⁴⁾

で、やむを得ない場合には、当事者を裁判にかけることができる。対照的に、統治構造としての企業の特徴は次の点にある。すなわち、混合形態の下では、調停の制度や裁判外の和解の制度に頼るのに対して、ヒエラルヒーは内部裁判権の機能を引き受ける、という点にある。言い換えれば、市場取引の当事者は、コンフリクトを解決する場合、(法の支配に則って) 外部からの支持に依存する。それに対して、さまざまな企業の内部では、自給自足が行われるし、混合形態では、「裁判所の命令」(public ordering) と「裁判外の命令」(private ordering) のコンビネーションを求める。

ウィリアムソンは、今や三つの統治のタイプをすべてはっきりと特徴づける、以上のような五つの判定基準の区別に基づいて、市場とヒエラルヒーのトレード・オフに関する彼の分析を体系的にさらに発展させるのである(1—6図)。市場、混合および企業はそれぞれ独特の費用関数 M 、 H および F を与えられる。この費用関数は、類型的な考察によって次のような特徴を目だたせる。特異性が低くなると ($s = 0$)、市場が混合組織形態より、特に企業より優れている。というのは標準的契約には非標準的な契約より、特に専断的決定を含む

注(14) Williamson (1991, 1996; p. 108). ちょうど1—4図と同じような説明がここでも成り立つ。

権限関係であるさまざまな企業から成るヒエラルヒーより安いコストがつきまわっているからである。 $M(0) < H(0) < F(0)$ が重要である。それに対して、特異性が高まるにつれて、取引の完結を機会主義的違反行為から守るコストが高まっていく。そうではあるけれども、このようなコストの上昇は企業では混合形態の場合より少ないし、しかもさらにまた市場の場合より少ない。

コストの推移を1—6図のように仮定すると、今や二つの臨界値が確認される。こうして、ウィリアムソンのアプローチは次のような「モデルの予測」に達する。すなわち、特異性の価値が低い場合には ($s < s^*$)、市場が最もコスト優位な統治のタイプとなる。この場合には、紛争を解決するためには「裁判所の命令」で十分であるからなおさら、インセンティブが非常に強いということと自立的適応の有利な点を十分に利用する。それに対して、特異性の価値が高い場合には ($s > s^{**}$)、企業が最もコスト優位な統治のタイプとなる。この場合には、専断的決定を含む権限関係による行動と協調的適応の有利な点を利用するために、ヒエラルヒー構造の損費を我慢すれば良い結果がでる。この場合には、それに伴うさまざまな企業内部の「裁判外の命令」を実行できるということが非常に有利な点である。対照的に、特異性の価値が中程度の場合には ($s^* < s < s^{**}$)、取引を完結するために混合組織形態を利用するのが典型的なやり方である。混合組織形態は妥協であるので、インセンティブの中程度の強さと限られた一般管理費のほかに、自立的適応と協調的適応のコンビネーションおよび「裁判所の命令」という法の適用・確定手続き (Rechtsfindungsverfahren) と「裁判外の命令」のコンビネーションを与えてくれる。

ウィリアムソンは、以上のような三つの統治のタイプすべての十全な特徴に基づいて初めて、このようなモデルの予測の二つのレベルの分析を三つのレベルの分析に拡大することができる。それで、制度的枠組みの条件の修正が組織的統治形態の選択にどのように影響を及ぼすのだろうかということについても主張することができる。次のようないくつかの例は、ウィリアムソンが「単発的な構造分析」という用語の下で展開している比較静的な考察の方法 (Williamson 1991, 1996 ; pp.111–117) を説明できるであろう。

(1) 民主的な法治国家では、政府の活動は国民に財産権 (Eigentumsrechte) を確かに付与する、憲法のルール (Verfassungsregeln) に縛られている。しかし、国家が、たとえば独裁的な構造のために、どちらかといえば非法治国家と言ってよいような状況では、国民はすべて自分の財産が国家の恣意的行為によって価値を失わうか、あるいはそれどころか公用収用される可能性を考慮に入れなくてはならない。だからこそ、国民は、その他の条件が等しければ、がっしりした所有形態を好むので、その結果たとえば、実物資本より人的資本に投資したがる。このことから引き出される経験的仮説の一つは次のとおりである。すなわち、とりわけ特異な実物資本への投資、たとえば重工業に必要な投資は国家による管理の下で実行されざるを得ない、ということである。というのは、このような投資に伴って弱みにつけこむためのわなを自発的に仕掛けるような民間セクターは現われまいからである。⁽¹⁵⁾

(2) 三つの統治のタイプはすべて現行の合法的な根拠に基づいているので、法体系の修正は転機となる価値に影響を及ぼし、ひいてはモデルの予測が言及する範囲を移動させることができる。裁判が多すぎると、訴訟手続き期間が平均的に長びき、市場契約による取引の完結の効率性を損なう。転機となる s^* の価値が下がるので、その他の条件が等しければ、混合組織形態が市場組織形態

注 (15) このことは起こり得る結果を十分に検討することを示唆している。すなわち、国境を、ひいては法の範囲をも越えるような取引を行う際には、市場契約を法的に実行するのは比較的難しい。混合形態に典型的な仲裁訴訟手続きも国内の環境ではなく、国際的な環境で実行されざるを得ないということになると簡単にはいかない。それに対して、さまざまな企業の内部のコンフリクト規制の効率性は国際取引によってはほとんど損なわれない。従って、単に国内取引から国際取引へ移行すると、転機となる s^* の価値は少し下がるが、転機となる s^{**} の価値はかなり下がる、と予期してよい。さらにその後、国内取引と国際取引の特異性は同じ程度であるにもかかわらず、いろいろな統治構造を認めてよい、ということが経験的仮説として生じる。国際貿易における多国籍企業の支配的な役割を説明することもおそらくこの点にあるだろう。すなわち、多国籍企業は、経済権力の現象ではなく、まったく逆に、経済的無権力の現象である。というのはつまり、多国籍企業は、法の範囲を越えて取引の完結を確実に保証するために、組織の高い損費を我慢しなければならない、ということをよく考えるからである。

に取って代わることになる。逆に、企業の内部を支配し、さまざまな企業の内部のコンフリクト規制の効率性を損わうという結果を招くような立法は転機となる s^{**} の価値を高めることになる。このような場合には、その他の条件が等しければ、混合組織形態がヒエラルヒーの組織形態に取って代わることになる。

(3) 市場や組織とは対照的に、混合統治構造は、コンフリクトがある場合には、当事者全員が円満に妥協することを頼りにしている。市場契約の下では、疑わしい場合には、裁判がどの当事者に正当性があると認めるかについて判定を下す。企業では、疑わしい場合には、従業員の間にあるいは部門間にコンフリクトがある場合に指図を与えるのは監督者である。それから、環境の不確実性が、ひいては適応の必要性が一般的に高まると——ショックの頻度と激しさが増えるために——三つの統治構造に非対称的に打撃を与える。転機となる s^* の価値は高まるが、転機となる s^{**} の価値は逆に下がる。そうになると、混合組織形態の数は減少する、ということになるが、その代わりに統治構造としての市場もさまざまな企業の組織もますます展開される、ということになる。

VIII 新たな応用

以下においては、以上のような成熟した思考パターンの応用領域を以下のような三つの応用例を使いながら説明するとしよう。第1の例はウィリアムソンの主張 (Williamson 1988, 1996 ; pp.171-194) にかかなり忠実に従う。第2の例はウィリアムソンの「補遺」(Williamson 1995, 1996 ; pp.212-213) の感興が書かせたものである。それから第3の例は自由に選択したものである。

(1) ウィリアムソンは、数十年にわたって [1971年論文「生産の垂直的統合：市場の失敗の考察」 “The Vertical Integration of Production : Market Failure Considerations” 以降を指す……宮城 (補)]、垂直的統合の現象に彼の分析を向けてきたのである。彼はこの現象の説明を探し求めて、この17年間で、この現象を説明するためにこのアプローチを全面的に仕立てたのである。ただし、ウィリアムソンは、このようなアプローチがこういった

——疑いなく同系列の—— 応用に限定されるものではない、と自負している。すでに言及されたものと異なる別の問題と構成上の類似性があるが、彼のアプローチはこのような問題にも同様に向いている、と彼は主張している。この問題の一つは企業の資金調達構成についての意思決定である。ウィリアムソンはここにいたって次のような類似性を指摘している。

垂直的統合の問題では、特定の取引について内製にするか、外製にするかのどちらかに決めるのが問題となるが、取引が特異であるほど、内製にした方が有利になる傾向があるだろう。企業の資金調達の問題はこれに類似している。この場合には、特定のプロジェクトについて自己資本か他人資本かのどちらかを選択することが問題となる。ウィリアムソンはこういった二種類の資金調達を異なった統治構造と解釈した、と主張した。一方では、信用市場で他人資本が供給される。この場合には、プロジェクトへの投資を信用保証とみなす契約を結ぶ。他方では、資金供給者は共有者になるので、それに準じて共同意思決定権を持ち続けるために自己資本が供給される。信用保証と共同意思決定権は機会主義的につけこもうとすることから資金供給者を守る代替的な保証形態である。

このような類似性はどんどん先へ進んで行く。取引をそれなりの特異性に従って分類できるとまったく同様に、プロジェクトも多かれ少なかれ特異なものとして分類されるが、このプロジェクトに対する資金調達が探し求められることになる。プロジェクトが特異であるほど、投資された資源の再販売価格は安くなるので、信用保証とみなすのはそれだけいっそう適切ではない。貸主がプロジェクトをより高いリスクの追加料金で補償しようとする限りにおいて、貸出利子と特異性は明確な相関関係を示す。つまり、特異性が高まるとともに、そのプロジェクトに他人資本で資金をを供給するとますます高くつくことになる。特異性が非常に高い場合には、自己資本で資金調達すると結局コスト優位となる。すなわち、取引の完結をさまざまな企業から成るヒエラルヒーの内部でコントロールできるという有利な点がより高く評価されるので、垂直的統合による内製が特定の不利な点を我慢するのとまったく同様に、すべての当事者

にとって高くつく新参の所有者の参加を我慢するような場合に、自己資本による資金調達是有利になる。というのは、このような参加は比較的成本優位の保証に役立つからである。

さらに今一つの類似性は企業の資金調達についてもさまざまな混合形態を区別することにある。こういった混合形態には、次のように、どちらかといえばほとんど市場と呼んでよいものと、ほとんど組織と呼んでよいものがある。

(a) ほとんど組織と呼んでよい混合形態は匿名の参加である。匿名のパートナーは、マネージャーとしての非常に広い共同意思決定権を獲得しないで、通例わずかなコントロール権だけで我慢するので、日常の経営の意思決定に入らない。しかし、この匿名のパートナーを機会主義から守るために、彼の利益分配を利潤だけに限定するので、赤字の場合には支払を停止するということが合意されることもありうる。

(b) ほとんど市場と呼んでよい混合形態はいわゆる「ステージング」である。この場合にはプロジェクトの全期間を含むような長期的な信用合意は結ばれない。その代わりに、一連の短期契約を連続してつないでいく。これで貸主はその間に撤退を選択する自由を様々に留保しておく。彼は、プロジェクトが成功する見込みについて調査するために、場合によっては、その見込みを貸付金利率に合わせるために、撤退を選択する自由というものをを用いることもありうる。このような選択の自由を予測すると、リスクの追加料金はただちに安くなることもありうる。その点では「ステージング」は相互の待遇を改善する可能性を与えてくれる。すなわち、さまざまな企業の内部の自己資本による資金調達という代替案と同様、古典的な長期契約も高くつきすぎることになるようなプロジェクトさえも、契約に則って他人資本で資金を供給されうる。

以上のような考察を1—6図で言い表わそう。そうすると、市場による他人資本の供給としての長期的な信用合意は特異性の価値が低い場合に存在すると行ってよい。そして、さまざまな企業の内部の自己資本の供給としての参加は特異性の価値が高い場合に、「ステージング」という混合形態は転機となる下

位の s^* の価値の近くに、および匿名の参加という混合形態は転機となる上位の s^{**} の価値の近くに、存在すると言ってよい。だからこそ、資金調達の代替的なさまざまな形態が明らかになる。これで次のようなモデルの予測ができる。すなわち、資金調達の方法の選択は一般的にプロジェクト次第となる、と言えよう。つまり、特異性が高まるにつれて借入コストが高まるので、結局のところ、他人資本による資金調達から自己資本による資金調達へ移行するが、このような移行は、市場による統治とさまざまな企業の内部による統治の有利な点を結びつけようとする、さまざまな混合形態を蓄積して調停される。

(2) 垂直的統合の現象に関してだけでなく、いわゆる「再分配」の現象に関しても「敵意を示す伝統」——分析上の無理解に基づく反対の立場——がある、という示唆をウイリアムソンにならって次のように考察する。

運が良かった者と運が悪くて損害を被った者の間に部分的な損害査定を行なう保険はすべて人間相互間に財産的権利を移転することに基づいている。そのような保険業は、事前的には、当事者全員にとって有益であるが、しかし事後的には、保険の保護を実際に要求せざるを得ない者にとってだけ有益である。

さて、そのような保険を解決する場合には、原則的に、次のような3通りの合意を自由に使える。

- (a) 第1の段階では、保険は市場で解決される。この場合には、事後的に(だいたい)保険計理上、公正な保険料を支払うように、給付と反対給付が事前に明記される。このような等値原則は個人のレベルでは当てはまる。自発的な同意に基づく民間セクターの契約は取引の法的手段である。
- (b) 第2の段階では、不完全な保険契約が結ばれる。このため、等値原則はゆるくなる。事前的には、明文をもって合意されなかった財産的権利の移転も事後的に——ほどほどに——行われる。これで特殊な緊急事態に弾力的に反応することもありうる。それどころか、この種の保険の下では、個々の被保険者の弱みにつけこむ危険性が生じる。この種の保険は、財産的権利を移転する権限が承認されるので、いわば特異な投資になる。この意味で、社会保障制度は、特異な投資に関連して生じる機会主義の諸問題

を法的規制や集団による自主管理でうまくあしらおうとする、混合統治構造と解釈される。

(c) 第3の段階では、明示的契約はますますもってもう結ばれない。この場合には、請求を事後的に全面的に規制することに頼る。事前にはっきりと同意する人などいないので、損害賠償金を支払う保険料が強制賦課金として取り立てられる。これは集団によるただ乗り問題の解決策と解釈される。そのような統治形態は、予見できなかった緊急事態に非常に弾力的に反応することもありうるので、非常に効率的である。それからまた、このような統治形態は同時に非常に弱みにつけこまれやすい。それに伴って、財産的権利を移転する権利を純支払人の個別の同意から切り離すことは非常に特異な投資に匹敵する。そのために、特別な保護が必要になる。このような保護は、たとえば、次のような形を取る。すなわち、財産的権利を移転する権限は政治家に与えられるが、政治家の自由裁量の範囲は憲法のルールと手続きの規定によって、また、民主的な競争と公的コントロールによって、限定される。この種の保険の1例は次のとおりである。すなわち、政府が行政手続によって税金で資金を供給された社会福祉に権利を付与するが、このような行政手続で社会福祉に関連のある法律と義務が透明になり、かつ司法判断に適合する。

そのような類型学は分類上の価値だけにとどまらない。それはまた経験的に検証される興味深い理論的推定を方向づけてくれる。というのはつまり、以上のような考察を1—6図で言い表わすと、単発的な構造分析の次のような二つのインプリケーションがすぐに明らかになるからである。第1のインプリケーションは、改革の圧力は効率的な市場から始まって社会保障制度という混合形態で終わることを意味する。第2のインプリケーションは、民主的に構成された政治過程が秩序正しく進展する社会は、その他の条件が等しければ、法の支配を前提とするもっと大きな社会的国家をもつ余裕がある——つまり歴史上、たとえば、保険料ではなく、税金で資金を供給された社会保障給付を高額負担してうまくいったのである——ということの意味する。

(3) 最後に、ウィリアムソンが展開した分析の道具主義の幅広い応用の可能性をまた次のような例を使いながら説明する。すなわち、ヨーロッパの諸国民は通貨制度を確立する決定を突きつけられたことがある。彼らはこの通貨制度を使って彼らなりの経済的な交換手続きを踏むことができる。この場合、彼らには原則的に次のような三つの選択の自由がある。

(a) 第1の選択の自由はハイエク (Hayek) ばりの通貨競争にある。すなわち、この場合には、欧州のテリトリーで並行通貨が認可される、ということである。そしてそうなれば、民間セクターと公的な通貨供給者が合法的に競争する場合には、最高の安定性を約束する現金通貨が受け容れられる、ということに焦点を合わせる。

(b) 第2の選択の自由は、国家の通貨独占を確立し、固定為替相場制における独占的通貨の間に為替相場を適応させることにある。これはだいたい80年代の「欧州通貨制度」と合致する。

(c) 第3の選択の自由は、一国の利害を越えた統一的な通貨独占が国家の通貨独占の共存に取って代わることにある。そして、それを管理するために特別のインセンティブ・システムを確立する。これはだいたい「欧州通貨同盟」とその組織的基盤である「欧州中央銀行」と合致する。

通貨体制の選択はだいたい三つの要因で決定づけられる。競争的体制から、部分独占的な欧州通貨制度を経て、独占的な欧州通貨同盟に移行するにつれて、通貨の数は欧州のテリトリーで減る。第1に、競争的体制には為替相場をますます心に留めなくてもよい、という有利な点——第1の要因——がある。これこそ市場の透明性を高め、そして、為替コストを下げさせるのである。しかし、第2に、競争的体制には国民が貨幣供給(量)にどんどん依存するという不利な点——第2の要因——がある。国民はインフレーションからつけこまれやすくなる。すなわち、通貨の価値が下落するということは課税に匹敵する。取引コストが第3の要因になっている。有利な点をできるだけたくさん専有できるように具合に、上のような不利な点を統治構造でうまくコントロールしようとする、取引コストが増える。その際、統治構造が異なるにしたがっ

で取引コストの高さが異なってくる。というのはつまり、統治構造はインフレーションがつけこむことに対して種々の予防策を講じるからである。

ほとんどコストをかけないで撤退する選択の自由が国民にインフレーション・ヘッジを与えるような具合に、通貨競争はインフレーションになる——流動的な納税者中心の税金の競争に類似している——。すなわち、通貨の価値が今にもなくなりそうだとということになると、すぐに安定した通貨がそれに取って代わる。通貨供給者には、それを見越して適切な製品の品質に気をつけようとするインセンティブがある。このようにしてのみ、通貨供給者は市場から排除されるはずがない。つまりこの点で、競争圧力は規律効果を発揮する。

国家の通貨独占は上の論点とは違う。この場合には、一つの通貨だけが国家のテリトリーで公式の支払単位として認可される。従って、通貨競争は非常に広範囲にわたって排除される。ハイパー・インフレーションまで達するほどに価値がことごとく急激に下落すると、国家の通貨独占はもはや受け容れられないので、国民は違法な並行通貨（タバコ、シルバー、ドル）に頼ると予期してよい——そして実際また認めてよい——。従ってここにいたって、国民はインフレーションに弱いということがはるかに重要になる。為替コストが安いという有利な点を（部分）独占的な通貨供給者にだまされるという不利な点に転換させないためには、確かに、インセンティブに基づいて安定性を向上させる必要がある。

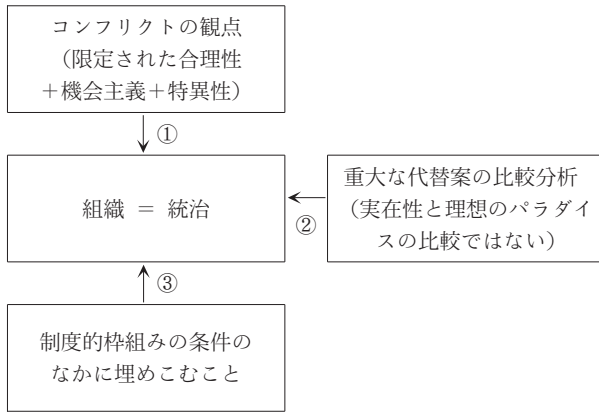
欧州のテリトリーでたった一人の通貨供給者しか認可されないということになると、不快な虚を突くことができないように、通貨供給者の事後的な行動をコントロールする問題がもっと重大になる。部分独占的なシステムにおいて、機会主義的なインフレーション政策を法の支配に則って避けるためには、国家の政策権が——体制、法、行政および民主的な公開性によって—— どんどん用いられる。そうすると、一国の利害を越えた通貨制度に移行する際には、今や欧州の安定性の向上を可能にしてくれる、機能的に同等のものが become 必要になる。長期的な視野を欠いた日々の政策に左右されないうで、通貨価値の安定という目標を義務づけられる組織を確立することがこのような通貨制度に役立つ。

以上のような考察に基づいて、二つの歴史上重要な進展の結果としての欧州通貨制度から欧州通貨同盟への移行を、1—6図に則って、次のように構成し直す。第1の進展は鉄のカーテンがなくなったことおよびこれで東欧諸国を民主主義と市場経済へ向けることができたことと関連がある。これにつきもののチャンスとリスクには次のような二重戦略で立ち向かわざるを得なかった。すなわち、第1に、統合を深めて、つまり、欧州連合（EU）に対して欧州加盟国、とりわけドイツが強く「関与」するという戦略である。第2に、新参の加盟国の拡大を提案するという戦略——これらの諸国が民主主義と市場経済へ向かうのをたえず支援するためにはこれらの諸国に対して将来の見通しを与えざるを得なかった——である。従って、主として政治的理由で、かなり高度な特異性の度合いが望ましいとみなされて、混合的な欧州通貨制度から欧州通貨同盟という独占的な統一組織への移行が切望されたのである。このような移行は、第2の進展で、すなわち、（主として）インフレーションを通じて失業と闘ってよいという（一般的な）ケインジアンの見解を脱構築（Dekonstruktion）して、促進されたのである。この点で、1970年代以来、見解がはっきりと転倒したことを認めてよい。まず科学において、次にすぐに民主的な社会全般においても、自由裁量的な通貨政策は実質経済の適応問題を解決するためにはあまり役立たないどころか十分に悪化させることもありうる、という見解がどんどん受け容れられたのである。このように見解が転倒して初めて、独立中央銀行の合意が全般的に受け容れられた。このような合意は1—6図の曲線 F(s) を下げることに等しい。つまり、政治家が通貨政策権を独立した当局に委譲「しなかった」限りは、インフレーションに対してヨーロッパの諸国民に同じ保障を与えると、（かつては）非常に高くついたのである。

IX 方法と社会理論的志向を求めて

オリバー・ウイリアムソンのアプローチは垂直的統合の現象に数十年間執着した結果である。こんなふうにならぬそのアプローチの分析力——および学際的な

1-7図 方法的アプローチの三つの特徴



協調にとってのその魅力——を深く重んじながら、今この論文で結論として正確に特徴を言い表わさねばならない方法が組織の経済学の研究プログラムの成熟の段階で認識できる。

(1) ウィリアムソンは組織問題を統治問題として概念的に説明した。このようなアプローチは三つの本質的なメルクマールで特徴づけられる(1-7図)。第1に、統治構造をコンフリクトの観点から考察する。このような観点は取引の属性すなわち特異性と限定された合理性および機会主義的行動の仮定の相互作用から焦点を合わせる。完全契約を結ぶことはできないが、しかし特異な投資を機会主義的なつけこみから守りたいということになると問題がある。この問題は統治構造を問題解決策として検討するこのようなアプローチを理解するための予備知識として役立つ。

第2のメルクマールは徹底的な比較志向にある。ウィリアムソンのアプローチでは、統治構造は単独で考察されるのではなく、重大な代替案と比較して考察される。だからこそ、誤解を招くパラダイスの比較を避けるために、実在性と理想を互いに対比しない。その代わりに、実際に自由に使える、あの代替的な統治構造を検討する。

第3のメルクマールは代替的な統治構造を制度のなかに体系的に埋めこむこ

とを考慮に入れることにある。すなわち、あの組織の合意は——企業はこのような合意を使って取引問題を解決しようとする——法的枠組みのなかで行われる。そしてこのような法的枠組みは、組織の合意で返上されるのではなく、いわば規制として心に留められないとだめである。そうではあるけれども、このような枠組みの修正は組織の合意に逆効果を及ぼす。そして単発的な構造分析はこのような逆効果を検討するのに都合がいい。⁽¹⁶⁾

(2) このようなアプローチは社会の複雑性を減らそうとする試みとみなされる。このアプローチは統治構造の機能の仕方に対する一般的な理解を改めようとしている。自分自身の自由度を適切に制限するのは自己拘束される行為者にとって有益だとわかることもありうる、という認識はこのアプローチが啓蒙する主要なメッセージの一つである。というのはつまり、多くの場合、信用性を有する——すなわち、一方的契約で信用性を有するのに成功した——給付約束だけで、反対給付の恩恵を受けることがあるからである。さもなければ、反対給付は機会主義的なつけこみを恐れてまったく行われまいであろうからである。⁽¹⁷⁾

機能分析で社会的効果のある啓蒙に貢献しようという上のような願望の背後には、狭い意味の経済科学的認識関心だけでなく、幅広い社会科学的認識関心もある。このような認識関心はウィリアムソンが彼のアプローチを政治上の取引の問題に応用する所に非常にはっきり現れている。⁽¹⁸⁾その基本的な考察を以下のように簡潔に素描する。

政府の政治家たちは、さまざまな圧力団体が改革案へ賛成した場合には、圧力団体を補償する意向を示すということになると、政治家たちは(完全な)契約を簡単に結ぶはずがないという問題に直面する。政治家と圧力団体の取引に

注 (16) これについては次も参照。Williamson (2000)。

注 (17) 「そのパラドックスはこうである。すなわち、このようにして、信用性を有する約束の追加が通用するので、自由度がより少ないということ(ルール)は自由度がより多いということ(自由裁量)より有利になることもある」(Williamson 1991, 1996 ; p.114)。

注 (18) 次を参照。Williamson (1995, 1996)。

は統治構造が必要である。そしてこのような統治構造は民主的な体制のなかに埋めこまれている。ところがしかし、民主的な体制の特徴は、政府の政治家が定期的な選挙に、従って競争にさらされることにある。このような規制には正当な理由がある。ところが、このような規制には見落としてはならない副作用がある。政府の政治家は、その後の議会の活動期間の次の政府にも義務を負わせるような契約を結べないので、正当な取引の完結を妨げられる、というのが民主的な体制の直接の結果である。これは重大な統治構造の連続体を事実上かなり制限する。つまり、一方では、政治的約束は圧力団体を補償するための長期的な支払力の信用性を（簡単には）有さない。他方では、圧力団体は割引かれた上で一回全額払いこみをされると、機会主義的に行動したいという気持ちに駆られ、そして支払いを受領した後すぐに次の補償を求めたいという気持ちに駆られるであろう。それは平たく言えば、民主主義においては、政治上の取引を機会主義から守る統治構造を展開することが成功しない限り、多くの改革はまず決してありえまい、ということになる。まずこのような理由で、多くの補償形態——たとえば農業補助金——は「非効率的な再分配」とみなされるのが通例であり、そのような補償形態の代りにより適切な代替案をそう簡単に用いることは決してできない、ということがわかりやすくなる。

ウィリアムソンは、このような再分配に関する（厚生）経済学者間の議論を考察して、次のように直截的にしたためている。

「興味深いことに、上のような議論と30年前に独占禁止の場で行われた議論との類似点がたくさんある。独占禁止の権威者たちは、契約の仮説上の理念型を使うことによって、非標準的契約と珍しい契約の慣行は非効率的であり、不法でもある、と宣言するに至ったのと同様に、法学者と経済学者は、再分配の仮説上の理念型を使うことによって、非標準的な再分配と入り組んだ形の再分配は非効率的であり、ばかげている、と宣言することができた。しかし、類似点はそれで終りを告げる。すなわち、その後、独占禁止は修正されてきたけれども、再分配に対する批評家は根強い。

独占禁止は、今では、非標準的契約と珍しい契約の慣行は弱いが正当なプロ

パティ・ライツ（あるいは独占目的ではない独占のほかに）を保護するのに役立つし、時として実際役立つことを認めるのに対して、再分配に対するオーソドックスな批評家はそのような譲歩をしない。そして、矯正可能性は、事实上、市場の失敗を判定する有効なテストの基準となったのに対して、政治の失敗は今だに仮説上の理想との関連で検討されている」（Williamson 1995, 1996 ; p.201）。

従って、まだなすべきことはたくさん残っている。いずれにしても、代替的な統治構造の機能分析で社会の制度体系のより良い理解をはかろうとする、組織の経済学のアプローチの潜在力はまだまだ開発されたなどとは思えない。このような潜在力は、確かに、学際的に協調して初めて十分に開発される。やはりまさにこの点で、オリバー・ウィリアムソンの組織の経済学の研究は——この研究の経済学的帝国主義を無視するのではなく、経済学的帝国主義のために——すでに理想的に調整されている。すなわち、ウィリアムソンの組織の経済学による民主的な経済政策と社会政策の理論的基礎固めは、国民が制度的合意によって国民相互の利益をさらに適切に主張することができるような認識を他の学問分野と協調して産み出そうとしている。

* Ingo Pies : Theoretische Grundlagen demokratischer Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik——Der Beitrag Oliver Williamsons, in : Ingo Pies und Martin Leschke (Hrsg.) (2001) : *Oliver Williamsons Organisationsökonomik*, Tübingen : Mohr Siebeck, S. 1-27.

引用文献目録

- Coase, Ronald H. (1937, 1988) : The Nature of The Firm, in : ders., The Firm, the Market, and the Law, Chicago-London, pp. 33-55.
- Pies, Ingo (2001) : Transaktion versus Interaktion, Spezifität versus Brisanz und die raison d'être korporativer Akteure - Zur konzeptionellen Neuausrichtung der Organisationsökonomik, in diesem Band, S. 95-119.
- Pies, Ingo und Martin Leschke (Hrsg.) (2000) : Ronald Coase' Transaktionskosten - Ansatz, Tübingen.
- Williamson, Oliver E. (1971) : The Vertical Integration of Production : Market Failure Considerations, in : American Economic Review 61, pp. 112-123.

- Williamson, Oliver E. (1975) : *Markets and Hierarchies*, New York.
- Williamson, Oliver E. (1985) : *The Economic Institutions of Capitalism*, New York.
- Williamson, Oliver E. (1985, 1990) : *Die ökonomischen Institutionen des Kapitalismus*, aus dem Amerikanischen übersetzt von Monika Streissler, Tübingen.
- Williamson, Oliver E. (1987) : Vertical Integration, in : *The New Palgrave* 4, pp. 807-812.
- Williamson, Oliver E. (1988, 1996) : Corporate Finance and Corporate Governance, in : ders., *The Mechanisms of Governance*, New York-Oxford, pp. 171-194.
- Williamson, Oliver E. (1990, 1995) : Chester Barnard and the Incipient Science of Organization, in : ders. (Hrsg.), *Organization Theory. From Chester Barnard to the Present and Beyond*, New York-Oxford, pp. 172-206.
- Williamson, Oliver E. (1991, 1996) : Comparative Economic Organization : The Analysis of Discrete Structural Alternatives, in : ders., *The Mechanisms of Governance*, New York- Oxford, pp. 93-119.
- Williamson, Oliver E. (1993, 1996) : Calculativeness, Trust, and Economic Organization, in : ders. : *The Mechanisms of Governance*, New York-Oxford, pp. 250-275.
- Williamson, Oliver E. (1995, 1996) : The Politics and Economics of Redistribution and Inefficiency, in : ders., *The Mechanisms of Governance*, New York-Oxford, pp. 195-213.
- Williamson, Oliver E. (1996a) : Prologue : The Mechanisms of Governance, in : ders. : *The Mechanisms of Governance*, New York-Oxford, pp. 3-20.
- Williamson, Oliver E. (1996b) : Transaction Costs Economics and the Carnegie Connection, in : *Journal of Economic Behavior and Organization* 31, pp. 145-156.
- Williamson, Oliver E. (2000) : The New Institutional Economics : Taking Stock, Looking Ahead, in : *Journal of Economic Literature* 38, pp. 595-613.